

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
資産の部		負債の部	
流動資産	12,292,307	流動負債	2,910,094
現金及び預金	736,596	支払手形及び買掛金	1,716,346
受取手形	1,736,909	未払金	649,341
売掛金	2,666,427	未払費用	50,154
商品	1,461,258	未払法人税等	19,564
製品	2,860,088	未払消費税等	86,364
原材料	974,757	賞与引当金	239,831
仕掛品	221,509	預り金	146,109
貯蔵品	78,065	その他	2,382
前払費用	61,078		
短期貸付金	1,450,180	固定負債	1,338,690
未収入金	53,779	退職給付引当金	1,307,494
その他	3,429	その他	31,196
貸倒引当金	△11,773		
固定資産	7,282,369		
有形固定資産	5,415,839		
建物及び構築物	1,485,158		
機械装置及び運搬具	535,411	負債合計	4,248,785
工具、器具及び備品	60,756		
土地	2,969,482	純資産の部	
リース資産	5,544		
建設仮勘定	359,486	株主資本	15,313,707
無形固定資産	54,681	資本金	100,000
電話加入権	6,787		
ソフトウェア	47,893	資本剰余金	13,510,783
投資その他の資産	1,811,848	その他資本剰余金	13,510,783
投資有価証券	76,843		
関係会社株式	956,573	利益剰余金	1,702,924
出資金	22,450	利益準備金	25,000
長期貸付金	50,000	その他利益剰余金	1,677,924
長期前払費用	52,881	繰越利益剰余金	1,677,924
繰延税金資産	600,165		
破産更生債権等	2,547	評価・換算差額等	12,183
その他	52,933	その他有価証券評価差額金	12,183
貸倒引当金	△2,547		
		純資産合計	15,325,891
資産合計	19,574,677	負債及び純資産合計	19,574,677

注記事項

I 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

但し、旧ダイオ化成の商品、原材料及び貯蔵品については、主として月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

デリバティブ

時価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	2年～17年
工具、器具及び備品	2年～20年

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用

定額法によっております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当会計年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額にもとづき計上しております。また、数理計算上の差異は、翌事業年度に一括処理することとしております。

4 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、マテリアルソリューション事業における商品および製品の販売を主たる事業としており、これらの商品および製品の販売については、商品および製品の出荷から顧客の検収までが短期間であることを鑑み、出荷時点において収益を認識しております。また、輸出取引については、船積が完了した時点にて収益を認識しております。なお、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、売上割引等を控除した金額で測定しており、顧客から返品されると見込まれる商品および製品の対価を返金負債として計上しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5 その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理の方法

税抜き方式を採用しております。

6 会計方針の変更

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。